

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 23 条の規定に基づき特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和 7 年 6 月 25 日

一宮市長 中野 正康

1 期間

令和 7 年 7 月 24 日（木）から同月 27 日（日）まで

2 区域

本町 1 丁目の 1 番から 4 番まで、2 丁目、3 丁目の 1 番から 4 番まで、7 番から 10 番まで、真清田 1 丁目、栄 1 丁目の 9 番から 11 番まで、栄 3 丁目、新生 1 丁目の 1 番地内のそれぞれの区域

3 区域内の制限行為

たき火及び指定された場所以外での喫煙

特別警戒区域

